

# 第9章 歴史遺産の保存・活用の推進体制

## 1. 推進体制の方向性

### (1) 行政

#### ① 川越市

本市の歴史遺産に関わる文化財行政は、川越市文化財保護条例に基づき、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が所管しています。諮問機関として川越市文化財保護審議会を設置し、答申や指導・助言を得ています。主な推進体制は下表の通りですが、必要に応じて、庁内の関連部局と協力し、県や国などと連携しながら各種事業を推進しています。

表 川越市の歴史遺産の保存・活用体制（令和5年8月現在）

部署名	計画に係る主な業務内容	配属人数
文化財保護課 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定等文化財に関すること</li> <li>・歴史遺産の調査に関すること</li> <li>・歴史遺産の保護意識の啓発に努めること</li> <li>・河越館跡の整備や活用に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員12名（うち埋蔵文化財の専門職員4名、有形文化財の専門職員2名、民俗文化財の専門職員2名）</li> </ul>
博物館 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の収集、保管、展示などに関すること</li> <li>・学校との連携に関すること</li> <li>・川越城本丸御殿、蔵造り資料館の管理・活用に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員13名（うち専門職員4名）</li> </ul>
観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史遺産の観光客へのPRに関すること</li> <li>・川越まつりに関すること</li> <li>・川越まつり会館、旧山崎家別邸の管理・活用に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員16名</li> </ul>
都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝建地区に関すること</li> <li>・歴史的風致維持向上計画に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員12名</li> </ul>

以上の体制を持続可能な状態にするためにも、専門知識を備えた人員体制の維持や強化を図ります。

#### ② 関係機関

- ・埼玉県教育局市町村支援部文化資源課
- ・埼玉県立歴史と民俗の博物館
- ・埼玉県立文書館
- ・周辺自治体
- ・川越地区消防組合
- ・川越警察署

### (2) 市民・団体

- ・文化財所有者（管理者）
- ・文化財保存団体
- ・市民
- ・公益社団法人小江戸川越観光協会
- ・川越商工会議所
- ・一般社団法人DMO川越
- ・川越市文化財保護協会
- ・河越館の会
- ・川越民俗の会
- ・NPO法人川越蔵の会

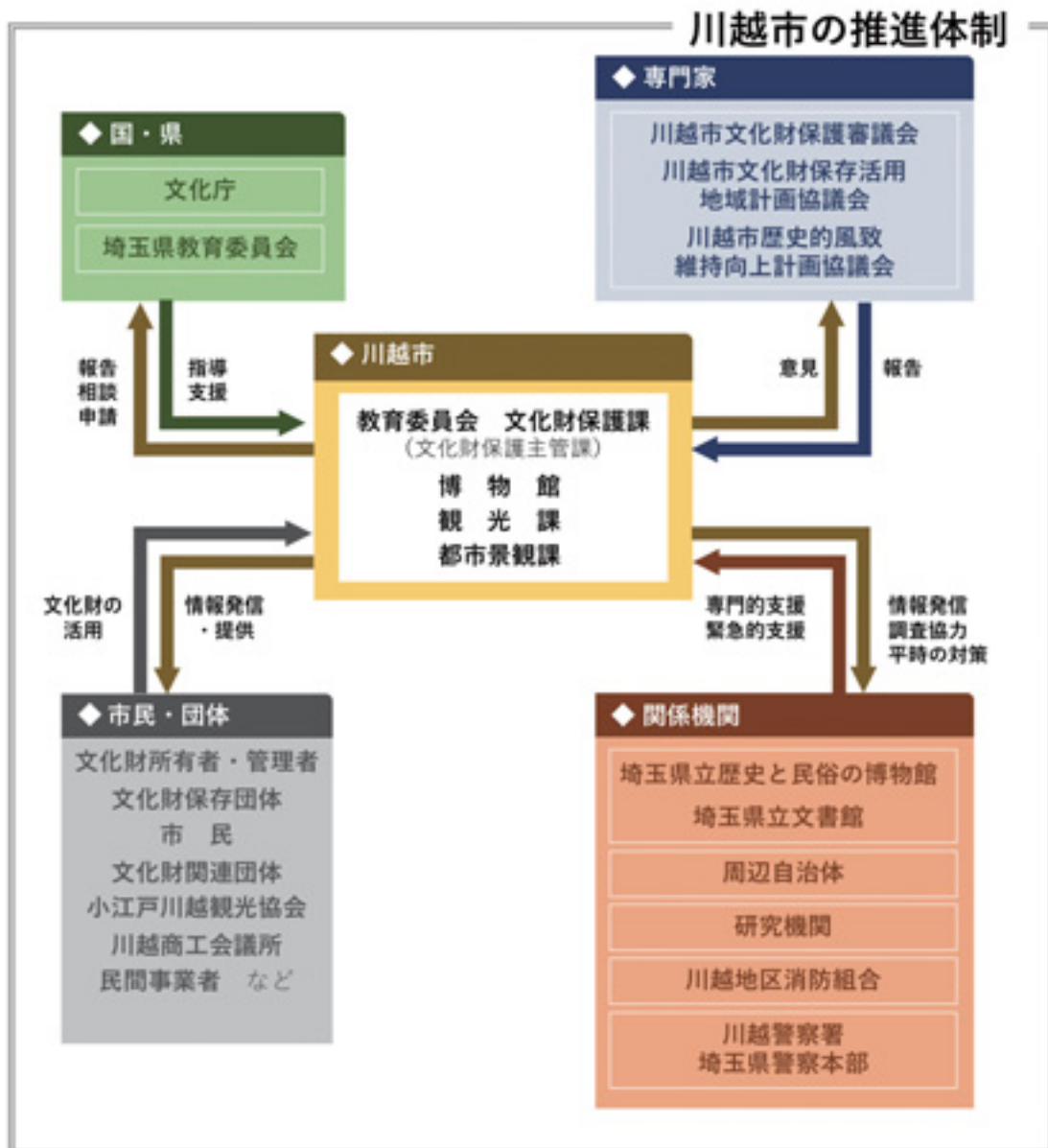
### (3) 専門家

- ・川越市文化財保護審議会
- ・川越市文化財保存活用地域計画協議会（設置予定）
- ・川越市歴史的風致維持向上計画協議会

## 2. 今後の取組み

本計画に定める事業の推進にあたっては、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が事務局となり、本計画の事業の進行・管理を行っていきます。あわせて、新規に（仮称）川越市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、本計画の事業進捗について助言や協力を得ます。

また、計画の最終年度となる令和15年度には、本計画の内容の見直しを行い、川越市歴史的風致維持向上計画との整合性も踏まえて第2期の本計画を検討します。併せて、令和8年度から始まる（仮称）第5次川越市総合計画を踏まえ、その内容を第2期の本計画に反映させます。



## 川越市文化財保存活用地域計画

令和5年(2023年)12月15日 認定

令和6年(2024年)2月15日 発行

発行 川越市教育委員会

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1



令和 3 ～ 5 年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）